

平成28年第3回定例会

審議された議案の主なもの

- ◆平成27年度各会計決算（一般会計及び7特別会計）
- ◆龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について
- ◆龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

[審議結果は3ページ]

▼龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
オリンピックやワールドカップなどの国際大会におけるキヤンプ等の招致推進のために設置する「国際スポーツ大会キヤンプ等招致アドバイザー」の報酬を規定するため、所要の改正を行うものです。



生可能エネルギーの活用の推進が必要とされる一方で、その無秩序な設置は自然環境や景観形成等への支障を及ぼすケースも考えられ、その場合、既存の法律では規制できないものであることから、自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和を図ることを目的に、本市の方針や届出等の必要な手続を定めるため、本条例を制定するものです。

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用の推進が必要とされる一方で、その無秩序な設置は自然環境や景観形成等への支障を及ぼすケースも考えられ、その場合、既存の法律では規制できないものであることから、自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和を図ることを目的に、本市の方針や届出等の必要な手続を定めるため、本条例を制定するものです。

条 例

▼龍ヶ崎市立学校設置条例の一
部を改正する条例について
平成29年4月1日付けで、北文間小学校と龍ヶ崎西小学校を統合するため、所要の改正を行なうものです。

補 正 予 算

▼平成27年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について
既定の歳入歳出予算の総額に万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ245億8790万1000円とするもので

決 算

市議会だより179号(2)

▼龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
少子化対策の充実のため、茨城県において平成28年10月1日から小児及び妊産婦の医療費助成制度の所得制限の緩和を、また、当市においては平成29年4月1日から対象を高校生相当まで拡大するための改正を行うものであり、併せて所要の改正を行うものです。

歳入歳出それぞれ1億6230万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ245億8790万1000円とするもので

そのうち3775万640円を継続費遞次繰越額として、1億6042万2000円を繰越明許費繰越額として、平成28年度へ繰り越すものです。

▼市道路線の認定について
松ヶ丘3丁目の宅地分譲に係る8路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9508万5000円とするもので

歳入総額93億8090万1787円に対し、歳出総額は、93億627万296円となりまして、歳入歳出差引額は、7463万1491円となるものです。

▼平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
既定の歳入歳出予算の総額に万900円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6241万9000円とするもので

歳入総額93億8090万1787円に対し、歳出総額は、93億627万296円となりまして、歳入歳出差引額は、7463万1491円となるものです。

